

工 事 中 の 消 防 計 画

(目的)

第1条 この計画は、防火対象物名称の消防用設備工事中における防火管理について必要な事項を定め、工事に伴う火災等の災害を予防し、仮使用部分及び工事中の部分の安全を確保することを目的とする。

(工事従業者等の義務)

第2条 工事に従事する者及び資材搬入等のために出入りする者は、この計画を遵守し、火災等の災害の防止に努めなければならない。

(統括防火責任者及び防火責任者)

第3条 防火管理に関する義務を円滑に行うために統括防火責任者及び工事の種別ごとに防火責任者を置くものとする。その組織は、別表1のとおりとする。

(災害発生時の任務分担)

第4条 火災発生時の任務分担は、別表2のとおりとする。

2 各任務担当者は、工事の進展に合わせて、災害発生時の使用電話、避難経路等を常に把握しておかなければならない。

(統括防火責任者等の業務)

第5条 統括防火責任者は、防火管理についての一切の権限と責任を有し、次の業務を行う。防火責任者は、統括防火責任者の監督の下に当該工事種別に係る防火管理業務を行う。

(1) この消防計画の変更等についての検討

(2) 工事従業者に対する防火教育、監督

(3) 火気使用設備器具、石油類、可燃性ガス、電気設備等の点検実施監督

(4) 岡崎市消防本部予防課及び仮使用部分の関係者

(管理権原者 岡崎 太郎 氏 防火管理者 岡崎 次郎 氏 への連絡

(5) 火気取り扱いの規制、その他防火管理上必要な事項

(6) 工事種別ごとの工程表の作成 (別表3のとおり)

(仮使用部分との連絡)

第6条 次の場合は、統括防火責任者は仮使用部分の防火管理者 岡崎 次郎 氏 と連絡・協議するものとする。

(1) この計画書及び仮使用部分の消防計画書の内容の検討及び変更を行う場合

(2) 消防用設備等の試験のためベル、サイレン等を鳴動させる場合

(3) 仮使用部分の消防用設備等の機能に支障を及ぼすおそれのある配管の弁の操作、管及び電線の接続工事、電源の遮断等を行う場合

(4) 仮使用部分を使用して工場用資材を搬入する場合

(5) その他必要な事項

(作業終了時の点検・報告)

第7条 各防火責任者は、毎日作業終了時に火気使用設備等、電気設備、喫煙所等の火気の点検を行い、統括防火責任者に報告しなければならない。

(仮使用部分と増築部分の区画)

第8条 仮使用部分と工事部分の間は、仮設の壁を設け区画する。

2 区画する材料は、不燃材料を用いる。

3 区画する壁の構造は、次のとおりとする。(図示別紙)

4 区画する壁に出入口を設ける場合は、関係者以外立入禁止の表示をする。

5 工事の進展状況を見て、4の出入口が非常口として使用できる場合は、その旨を表示する。

(敷地内通路の確保)

第9条 仮使用部分への敷地内通路は、工事中の部分との間にアングルで柵を設けることにより確保する。

(避難経路の確保)

第10条 工事用資器材は、仮使用部分の避難経路に置かない。

- 2 資材等は、荷崩れなどによる通路閉鎖などの障害がないように置く。
- 3 仮使用部分を利用して資材等を搬入する場合は、定休日又は開店時に行う。

(危険物等の取り扱い)

第11条 工事に使用するガソリン、軽油、油性塗料、プロパンガス等は、容器への品名表示、転倒落下のおそれのない措置等各々適切な方法で保管する。

- 2 保管場所には、火気厳禁の表示をする。

(火気使用設備等)

第12条 溶接、溶断機、グラインダー、トーチランプ、アスファルト溶解設備、暖房器具等を使用する場合は、周囲の可燃物を除去し又は不燃材料による遮へいを設けて行う。

(喫煙)

第13条 喫煙に危険がなく管理に便利な場所を喫煙所と定め「喫煙所」の表示をする。

- 2 「喫煙所」以外での喫煙を禁止する。
- 3 喫煙所には、灰皿として水バケツを備える。
- 4 喫煙所は、工事の進展状況により変更する。

(消火器の設置)

第 14 条 次の場所に消火器を設置する。

(1) 第 12 条、第 13 条、第 14 条に規定する場所

(2) 各階ごとに、建物の各部分から歩行距離が 20 メートル以下となる場所の通路

(異常気象時の巡視)

第 15 条 強風、地震、大雨等の異常気象時には、工事中の建物の巡視を行い被害の未然防止にあたる。

(計画書の周知)

第 16 条 この計画は、各種工事の着手前に統括防火責任者から防火責任者を通じ、すべての工事従事者に周知するものとする。

別表 1

防火管理組織

統括防火責任者	工 事 種 別	防 火 責 任 者	
会社・役職氏名		会 社 名	役 職 氏 名
株式会社 現場代理人	建築工事	株式会社	現場代理人
	設備工事	株式会社	現場代理人
	電気工事	株式会社	現場代理人

別表 2

火災発生時の任務分担



代替措置の概要	消防用設備等に係る	(6) 工事により機能の確保に支障を生ずる消防用設備(スプリンクラー、設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、屋内消火栓設備、避難器具)の種類、箇所、工事期間及びそれに替る設備等の代替措置	
増築等工事部分における防火管理 及び火災発生時等の対策の概要	統括防火責任者の職・氏名	株式会社	現場代理人
		(7) 使用する火気(電気設備を含む。)の管理の方法	
		(8) 持ち込む危険物等火災予防上危険な物品の貯蔵又は取扱いの方法	
		(9) 火災発生時の通報及び連絡の方法	
その他			

備考 1 この安全(消防)計画書は、3部を作成すること。仮使用に係る建築物の規模が、消防法に定める防火管理者の選任を要しないものにあつては、2部を作成すること。

2 印の欄は、増築等の工事に係る床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限り記入すること。